

平成28年度道の駅八王子滝山の管理・運営に関する協定書

八王子市（以下「甲」という。）と株式会社ウェイザ（以下「乙」という。）とは、平成24年4月1日に、道の駅八王子滝山（以下「本施設」という。）の管理・運営に関して締結した道の駅八王子滝山の管理・運営に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、平成28年度における協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（協定期間）

第1条 本協定の期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

（指定管理料）

第2条 甲は、基本協定第31条の規定に基づき、乙に本施設の管理・運営業務に係る対価として、平成28年度の指定管理料として、金0円を支払うものとする。

2 甲は、乙から適正な請求があったときは、その日から起算して30日以内に指定管理料を支払うものとする。

3 甲又は乙は、本協定の期間中に指定管理料の金額に疑義が生じたときは、相手方に対して文書により指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

4 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、変更の要否、変更金額等について協議に応じなければならない。

（分配金）

第3条 乙は、基本協定第17条第2項第4号に規定する本業務に係る経費等の支出等収支状況において当該年度の収入額が支出額を上回ったときには、その上回った額の3分の1から千円未満を切り捨てた額を分配金として甲に支払うものとする。

（疑義等の決定）

第4条 本協定に定めのない事項及び年度協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議し、これを決定するものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年4月1日

甲（八王子市）

所在地 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号

名称 八王子市

代表者 八王子市長 石森孝志

乙（指定管理者）

所在地 東京都八王子市小比企町3504

名称 株式会社ウェイザ

代表者 代表取締役社長 渋田和敬